

第28回ガスシステム改革小委員会 提出意見

「小売全面自由化等の詳細制度設計について」に関わるご質問と意見

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
理事・環境委員長 大石美奈子

1. はじめに

○多様な電源のある電気と違い、品質には差のないガスの自由化に対する家庭消費者の期待は、安全性については当然のこととして担保されつつ『都市ガス同士の競争による料金低下（抑制）』です。「消費者保護が不十分なまま自由化して料金が上がり、そのつけが家庭消費者にまわり、結局、事業者のための自由化でしかなかった」とならないよう、家庭消費者にも消費者利益が及ぶ自由化であるべきだと思います。

○液化石油ガスワーキングでも、「LP ガス料金値上げ」「賃貸型集合住宅の LP 料金」の苦情例と対応策がエネ庁から提示されました。販売店を変更できる LP でさえも『一方的な値上げの危険性と料金の不透明性』は大きな論点となったように、料金規制廃止後の都市ガスの”他山の石”と考えます。少なくとも都市ガス同士の競争がない場合は、都市ガスが自由化され一方的な値上げとならないよう、十分な歯止めが必要と改めて感じました。

○今回の資料には『経過措置料金は、他のガス小売事業者や、LP ガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合に限り、需要家保護の観点から、旧一般ガス事業者等に対して課される例外的な措置である』との基本認識が記述されています。

しかし鉄道料金では、自家用車やバスとの競争があっても高齢者や学生などには無くてはならない足として、ヤードスティック料金を上限価格として自由料金を認めています。これは家庭消費者の経過措置料金規制に対する受け止めと同じです。鉄道料金を参考にするのなら託送料金査定だけに限るべきではないと思います。

経過措置料金は、変更負担のない一般ガス事業者同士が参入することによる自由化を前提とした場合であっても「規制なき独占」から交渉力のない家庭消費者を保護する制度です。全面自由化以前から一般ガスと他の財は競争があり料金規制もありましたので、特に一般ガス同士の競争が無い場合の経過措置料金の解除は例外的であるべきだと思います。

○4月の電力自由化に向けては、規制料金を残した状態でも多くの事業者から様々な料金プランが出され、料金やサービスで消費者の便益につながる競争が起きようとしています。が実際に競争が起きたかどうかは、消費者が契約を行って始めて確認できるもののはずです。電力取引等監視委員会の QA には、料金に関して以下の記載があります。

問 32. 自由化後、電気料金はどのように定まるのですか。安くなるのですか。電気料金が高くなることはないのですか。

答. 自由化後は各小売電気事業者において自由な料金メニューの設定が可能になります。競争が十分な中では、電気料金が安くなる可能性も想定されますが、競争が不十分な中で電気料金の自由化を実施すると、結果として、電気料金の引き上げが生じてしま

うおそれもあります。このようなことのないよう、消費者保護のための経過措置として、競争が十分に進展するまでの間（少なくとも2020年（平成32年）3月まで）は、現行の規制料金も存続させることとしています。

これを、都市ガス料金とした場合、どのような回答になるのでしょうか。競争が実際に起きているかどうかを確認せずに自由化し、結果として、ガス料金の値上げがおきたとしても、都市ガスの利用者はLPガスやオール電化に変更が可能なので、規制料金ははずしても問題は起こらない、と書くのでしょうか。

○2400万件の家庭消費者の期待に反するような、“自由化による料金値上げ”に対する重要なセーフティネットとして、消費者代表委員として料金規制経過措置の発言には重大な責任を感じており、以下に意見と質問をまとめました。

2. 小売全面自由化等の詳細設計について

1. 経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について

- | |
|--|
| <u>1.②③経過措置料金規制が課される旧一般（簡易）ガス事業者の指定基準について</u>
<u>④⑤経過措置料金規制が課された旧一般（簡易）ガス事業者の解除基準について</u> |
|--|

◇指定(解除)基準について

【ステップ1の考え方】では、「都市ガス利用率が50%以下は、他燃料の十分な競争が働いている」とあります。例えば独占禁止法の自転車業界の独占力判断では、バイクなど代替品製造業者も併せて判断するのでしょうか。

参考資料『独占禁止法における規定』では、「独占的状态とは、同種の商品（施設や態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む）」とあります。一般ガスのベースとなる独占的状态とは、電力自由化と同じく、配管や機器の負担のない一般ガス同士の参入を前提とすべきで、他燃料を含むことには違和感があります。

【ステップ2の考え方】には、「都市ガス利用率が50%超でも新築や既築物件で他燃料の十分な競争圧力が働いている」とあります。しかし一般ガスの参入がない場合に、既存の集合や賃貸住宅への他燃料の競争圧力はより少なくなると考えます。

経過措置は、他燃料と交渉力のある業務用ではなく、交渉力のない家庭消費者を保護する趣旨であることから、<ステップ2>は、業務用も含む小口需要まで拡大すべきではなく、あくまでも、<ステップ1>と同じく供給計画にある普及計画の家庭用の数値とし整合性を取るべきだと思います。

また独占的状态というのは、<ステップ1>のストックの指標をベースとして、<ステップ2>のフローはそれに影響する補完指標として捉え「&の条件」とする指標だと思います。

その際に<ステップ2>は新築と既築を分けることなく、普及計画での3カ年の全世帯数と家庭用ガス件数の増減の推移のみで良いと考えます。

「他燃料採用件数」の計算式では、都市ガス利用率が 80%の既存一般ガス事業者のストック利用者が 100 万件であった場合、フロー件数での新規都市ガス供給採用件数が 50 件で、それに対し他燃料採用件数が 80 件以上あったというだけで、既存の 100 万件すべての利用者への経過措置が一律に廃止されることは納得できません。

なお空き家でも、転入者がガスを使うことを想定しメーターを取り付けてあるわけで、実際に他燃料に移ったというわけではない。普及率は他燃料との競合の中でのガスの採用率を知る客観的な指標で過去との連続性の視点からも、「都市ガス利用率」は「供給計画の普及計画」のデータを使うべきです。

平成27年度供給計画（平成27～29年度）

事業者名 大分県ガス株式会社

市 区 町 村 名	項 目	年 度	大 分 市				行政区域面積		
			25年度(実績)	26年度(実績見込)	27年度(初年度)	28年度	29年度	年度	
現 存 的 供 給 区 域	供給区域	面積	57.8	57.8	57.8	57.8	57.8	100.0	
	供給区域内一般世帯数	戸	33,267	33,536	33,805	34,074	34,483		
	供給区域内ガスメーター	年度末家庭用取付数	23,959	24,093	24,083	24,018	23,938		
		対前年度伸び率	0.4	0.6	0.0	-0.3			
		年度末取付総数	25,997	26,119	26,108	26,037	25,951		
		年度末家庭用取付率	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2		
	普及率	供給区域内全体普及率	78.1	77.9	77.2	76.4	75.3		
		供給区域内家庭用普及率	72.0	71.8	71.2	70.5	69.4		
	導管延長	供給区域内	m	533,610	534,266	536,622	538,575	539,606	
		供給区域外	m	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
増 加 予 定 供 給 区 域	供給区域	面積			0.0	0.0	0.3		
	供給区域内一般世帯数	戸			0	0	140		
	供給区域内ガスメーター	年度末家庭用取付数			0	0	0		
		年度末取付総数			0	0	0		
		年度末家庭用取付率			0.0	0.0	0.0		
	普及率	供給区域内全体普及率			0.0	0.0	0.0		
		供給区域内家庭用普及率			0.0	0.0	0.0		
	導管延長	供給区域内	m			0	0	196	
		供給区域外	m			0	0	620	
	増 加 供 給 区 域	供給区域	面積	57.8	57.8	57.8	57.8	58.1	
供給区域内一般世帯数		戸	33,267	33,536	33,805	34,074	34,623		
供給区域内ガスメーター		年度末家庭用取付数	23,959	24,093	24,083	24,018	23,938		
		年度末取付総数	25,997	26,119	26,108	26,037	25,951		
		年度末家庭用取付率	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2		
普及率		供給区域内全体普及率	78.1	77.9	77.2	76.4	75.0		
		供給区域内家庭用普及率	72.0	71.8	71.2	70.5	69.1		
導管延長		供給区域内	m	533,610	534,266	536,622	538,575	539,802	
		供給区域外	m	1,250	1,250	1,250	1,250	1,870	

① 供給区域内全体普及率＝供給区域内ガスメーター年度末取付総数÷供給区域内一般世帯数×100
 ② 供給区域内家庭用普及率＝供給区域内ガスメーター年度末家庭用取付数÷供給区域内一般世帯数×100
 ③ 年度末家庭用取付率＝供給区域内ガスメーター年度末家庭用取付数÷供給区域内ガスメーター年度末取付総数×100
 ④ 「行政区域面積」、「供給区域面積」、「年度末家庭用取付数対前年度伸び率」、「年度末家庭用取付率」、「供給区域内全体普及率」、「供給区域内家庭用普及率」及び「導管延長供給区域内対前年度伸び率」は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで記載。
 ⑤ もし一般ガス事業者を含む場合は、「年度末家庭用取付数」、「年度末取付総数」、「年度末家庭用取付率」、「供給区域内全体普及率」、「供給区域内家庭用普及率」及び「導管延長供給区域内」について（ ）内に内数として記載。

【④の考え方】でも、自由化における独占的状态のベースとなる一般ガス事業同士の競争指標を、業務用も含む”小口需要に係るガス販売量”と、①や②での件数ではなく販売量に、また家庭用指標から拡大し「企業結合でのシェア10%基準」を「十分な競争圧力」の指標とするなど、「十分な競争圧力」があるとして経過措置料金の指定除外を拡大することは容認できません。

【留意点3】で、「当該指定は本年8～9月を目途に行うので、指定は他燃料競合との<ステップ2>のみとする」とあります。他燃料との競合は、小売全面自由化が決まる前からあり、その時に料金規制が不要との議論はありませんでした。また電力の経過措置は、全面自由化後も少なくとも2020年までは継続します。ガスも全面自由化前に経過措置を指定する特段の事情はないと思いますので、電力と整合性を併せて大手3社が法的分離する2022年までは料金規制を維持すべきだと考えます。

1.⑥経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の事後監視について

『都市ガス利用率が50%以下や経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者は、他燃料との競争が特に激しいがゆえに、小売料金のが想定されず、事後監視の対象外や3年の有限』とありますが、そもそも“いたずらな値上げ”とは何をさしているのでしょうか。

経産省が「卸価格が下がっても小売価格は高止まり」とのLP実態を指摘しているにも関わらず乱暴な前提だと思います。液化石油ガス流通WGでの、“不透明なLPガス料金値上げ”の“不透明さ”の背景には“いたずらな値上げ”があります。

事後監視は、ガス課長の『恒久措置としての厳しい事後監視を置く』とのかつてのご発言を反故にせず再考して下さい。

■横島ガス市場整備課長（2014.9.24 ガスシステム改革小委議事録抜粋）

事後の措置について、今回の移行措置ということで案を掲げておりますけれども、一方で4月にご議論いただいたように恒久措置としての事後監視はもちろん置く予定です。その場合、余りにも消費者の利害を毀損するような小売行為があったときには、最終的には改善命令がかけられるという措置を置くことは確認しました。ただそのときに、杉本委員だったと思いますが、恒久的な事後措置だとういう場合に発動されるのか少し曖昧になってしまうので、もう少し厳格な事後型というのでしょうか、ちょっと上がったときに、厳しく何で急に上がったのか確認して、発動基準を明確にした事後命令型が必要ではないか、恒久措置としての事後監視はそこが明確にならないではないかというご指摘がありました。今回の提案は事前とともに事後は恒久措置をさらに厳しくしたものを置くということです。まず前提として恒久措置としての事後は必ず置かれる。その上にさらに必要なものとして（ア）、（イ）、あるいはその他のものというのが必要か、そういうお尋ねをしているつもりであります。

標準家庭料金の値上げでは、あらかじめ契約した原料費調整制度など他律的な要因以外の『いたずらな値上げ』部分を明確にした事後監視とし、値上げの場合の業務改善命令では、小売料金コスト内訳の情報開示と共に、規制料金経過措置の再指定をすべきだと思います。

なお収支改善を目指した料金改定（リバランス）では、「現在の認可制度ですと自由裁量の余地がない」との伊東ガス発言がありますが、経過措置料金でも、原価に基づいた厳格な査定での改定ならば認めても良いと思います。

しかし経過措置料金がない状態で独占力がある事業者責任での自由な料金設定では、使用量の多い需要での競争費用を別荘だけでなく、生活弱者も含めて一律に少量需要に転嫁できない措置も必要だと考えます。

以上